

米子市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	144,031人	82,148,123 千円	569,002 千円	8,612,106 千円	10.5%	9.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
令和6年度	845人	2,990,102 千円	1,255,381 千円	539,235 千円	4,784,718 千円	5,662千円	6,570千円

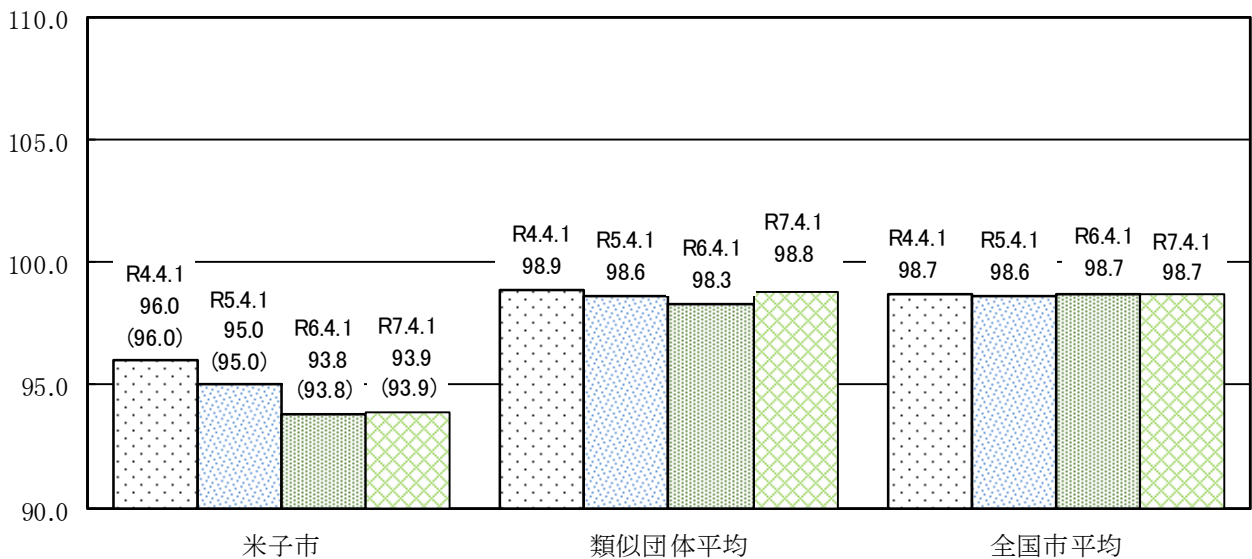
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(指数)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

地域手当については、国の示した基準0%に対応し、米子市においては支給していない

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	43.8歳	313,900円	377,538円	334,787円
鳥取県	43.2歳	327,700円	398,056円	353,899円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.1歳	326,243円	416,641円	377,880円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
米子市	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち清掃職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
うちその他技能労務職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円
鳥取県	55.4 歳	67 人	316,949 円	345,429 円	328,053 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		米 子 市	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,900円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,800円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	188,300円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

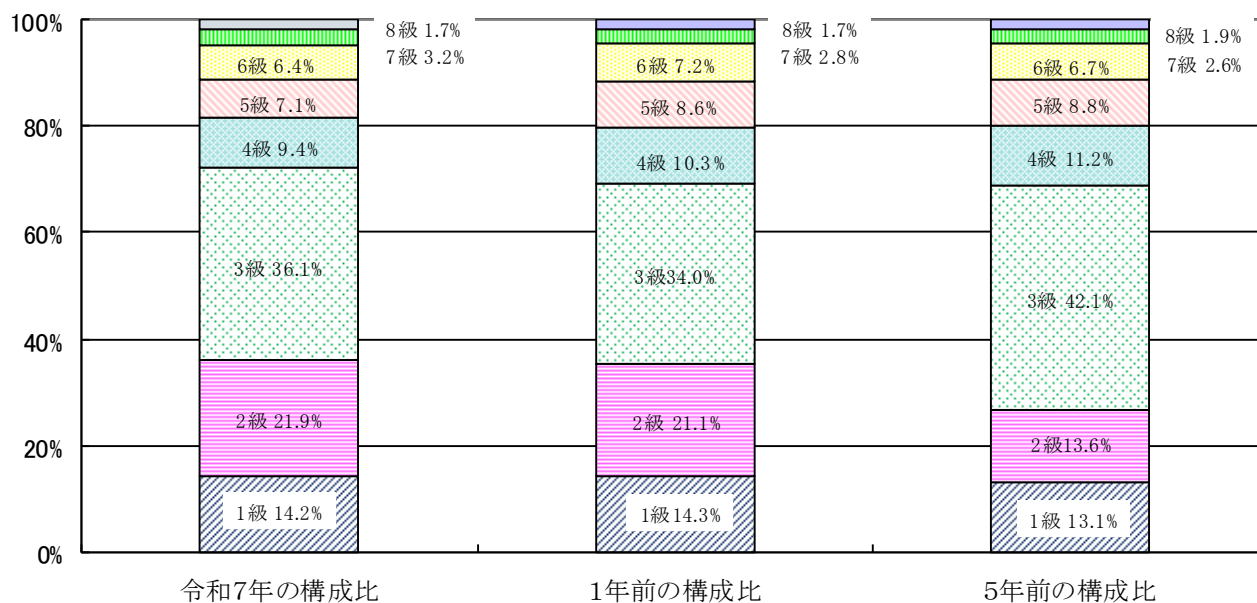
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,350円	305,550円	366,052円	393,866円
	高 校 卒	224,200円	237,866円	293,466円	353,066円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

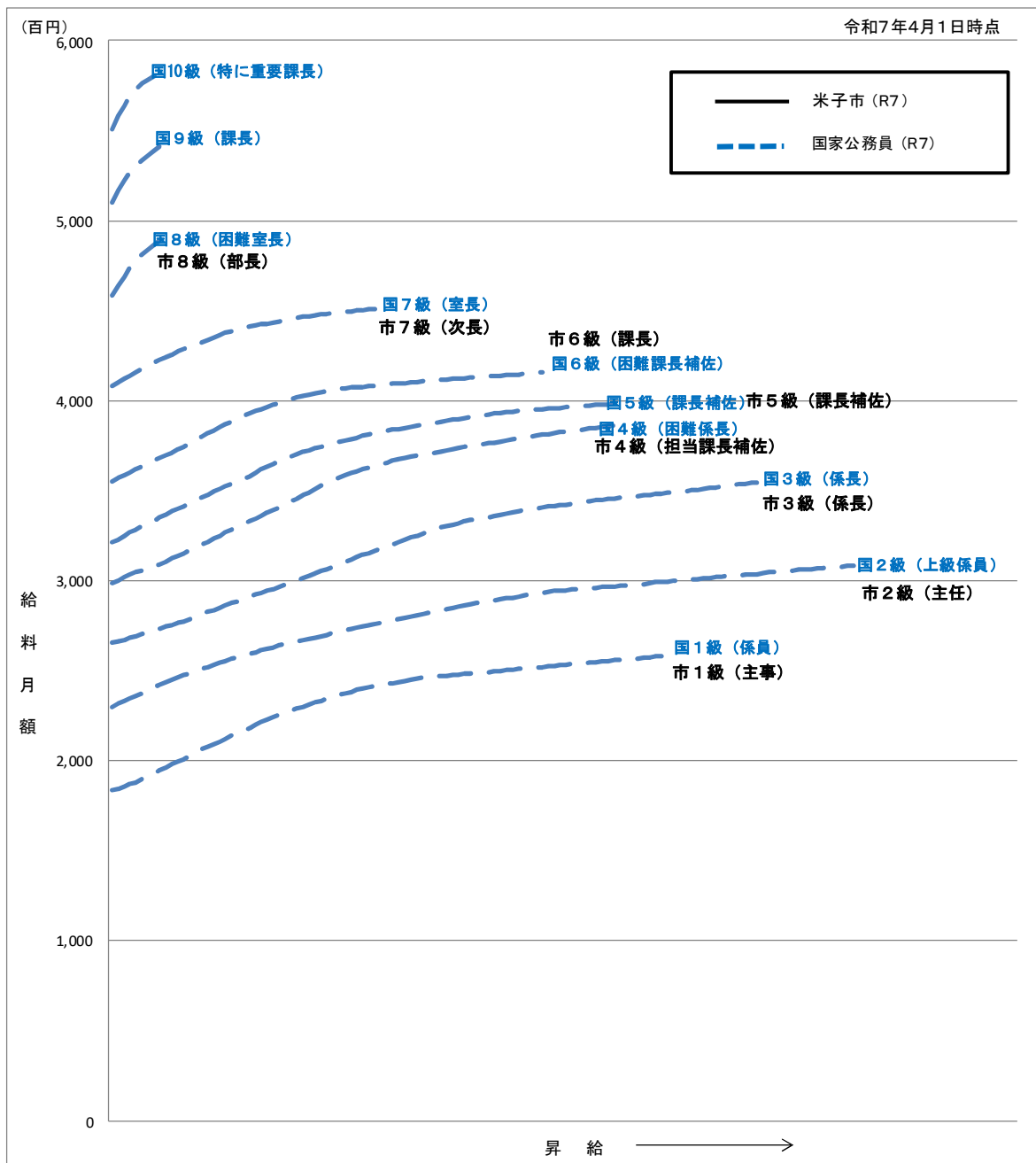
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師	84人	14.2%	183,500円	258,100円
2級	主任	130人	21.9%	230,000円	308,500円
3級	係長	214人	36.1%	265,300円	354,700円
4級	担当課長補佐	56人	9.4%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐	42人	7.1%	321,300円	398,200円
6級	課長又は主査	38人	6.4%	355,200円	415,700円
7級	次長	19人	3.2%	408,300円	450,900円
8級	部長	10人	1.7%	458,300円	488,500円

- (注) 1 米子市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
鳥取県米子市	14.2%	21.9%	36.1%	9.4%	7.1%	6.4%	3.2%	1.7%		

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（米子市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ適用（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

米子市	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,340千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,610千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 (2.50)月分 (1.85)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（米子市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
①. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ適用（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

米 子 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり 平均支給額			—		
自己都合 1,722千円			応募認定・定年 21,033千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		13,966千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		28,101円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		50.5%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等業務手当	感染症患者等に接触する業務に従事した職員	感染症患者等に接触する業務	—	業務に従事した日1日につき290円
行旅病死入救護等業務手当	行旅病死入等の救護、収容等の業務に従事した職員	行旅病死入等の救護、収容等の業務	56千円	護送1回につき1,500円 死体の収容等1体につき2,000円
犬猫等死体処理業務手当	犬猫等の死体の処理業務に従事した職員	犬猫等の死体の処理業務	16千円	1件につき300円
困難折衝等業務手当	滞納処分（差押）に従事した職員	滞納処分（差押）業務	206千円	差押調書1通につき300円
	用地交渉等業務に従事した職員	用地交渉等業務	—	従事した日1日につき1,000円
	緊急通報等対応業務に従事した職員	勤務公署以外の場所で、正規の勤務時間以外の時間に心身に著しい負担を与える通報に対応するため必要な業務	55千円	平日 1件につき660円 週休日又は休日 1件につき1,000円
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	投票事務又は開票事務	13,597千円	投票事務 35,000円以内 開票事務 26,000円以内
災害応急作業等手当	災害応急作業に従事した職員	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における作業	—	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 1日につき1,080円 巡回監視・被害状況の調査 1日につき710円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	307,116千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	312千円
支給実績（令和5年度決算）	274,067千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	282千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額 3,000 円 ※職務の級が8級である職員を除く ・子1人につき 月額 11,500 円 ※16歳～22歳の子の加算額 月額 5,000 円 ・その他の親族(父母等) 月額 6,500 円 ※職務の級が8級であるもの 月額 3,500 円 	同じ	—	千円 82,979	円 216,655
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給する。 家賃の額に応じ、月額最高 28,000 円まで 	同じ	—	千円 47,802	円 237,821
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等の額に応じ、月額最高 55,000 円まで ・自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 1,700 円～53,100 円 	異なる	自動車等使用者の支給額	千円 40,927	円 50,217
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公署を異にする異動や採用に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職に支給する。 月額 30,000 円 + 距離に応じた加算額 	同じ	—	—	—
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として休日に勤務した職員に支給する。 支給割合 100 分の 135 	同じ	—	千円 4,440	円 18,734
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 支給割合 100 分の 125 	同じ	—	—	—
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直1回につき 4,400 円 	異なる	支給額	千円 35	円 17,500

管理職手当	・課長級以上の職員に対し、役職に応じて 51,900円から82,200円を支給	異なる	支給区分及 び支給方法	千円 59,203	円 650,582
管理職員 特別勤務手当	・課長級以上の職員及び園長が緊急の必要 により、週休日又は休日に勤務したときに支 給する。 1回につき4,500円～8,500円	異なる	支給区分及 び支給額	千円 755	円 188,750

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	974,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	811,000円	1,061,000円 / 686,000円		
報 酬	議 長	556,000円	760,000円 / 450,000円		
	副 議 長	487,000円	670,000円 / 400,000円		
	議 員	451,000円	620,000円 / 377,000円		
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)			
	副 市 長	3.45月分			
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)			
	副 議 長	3.45月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	97.4万円 × 33.3/100 × 在職月数	15,568,416円	退職時	
		81.1万円 × 25/100 × 在職月数	9,732,000円	退職時	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

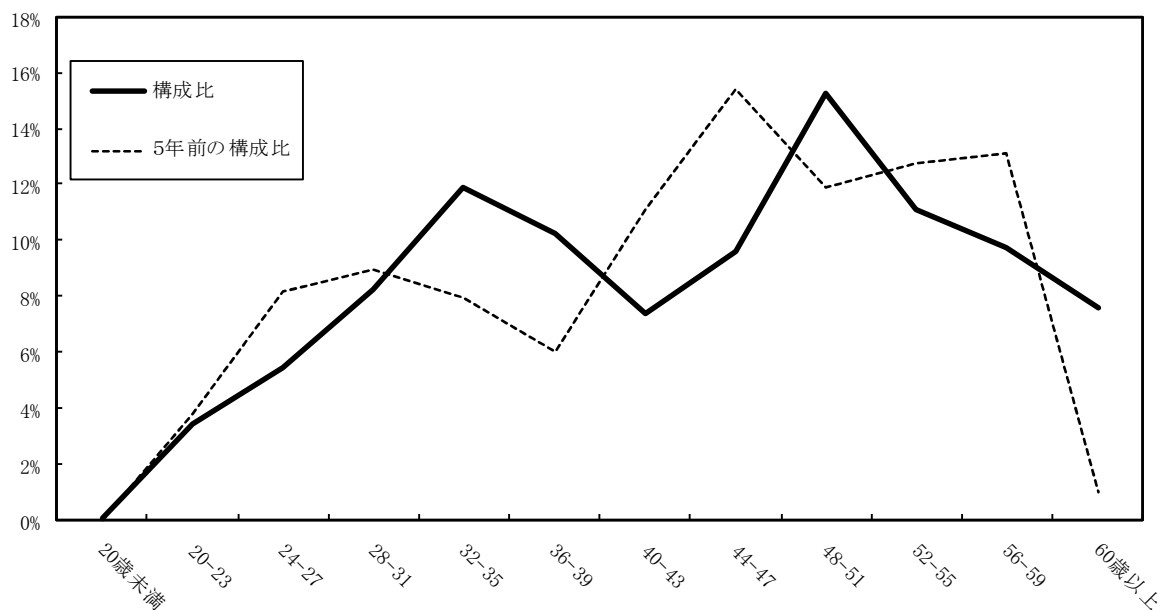
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	8	10	2	休職者補充
		総 務	226	223	△3	期間限定業務終了による減員
		税 務	71	66	△5	欠員不補充
		民 生	248	257	9	業務増による体制強化
		衛 生	78	75	△3	体制強化の解除
農 林		1	1			
水 産		32	31	△1	兼職による減員	
商 工		43	45	2	業務増による体制強化	
土 木		91	97	6	休職者補充	
計			798	805	7	<参考> 人口1万当たり職員数 55.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.95人)
教育部門		47	56	9	業務増による体制強化	
小 計		845	861	16	<参考> 人口1万当たり職員数 59.78人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 63.32人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	水 道	88	94	6	業務増による体制強化
		交 通	43	43		
		下 水 道	47	46	△1	休職者復職
	小 計		178	183	5	
合 計		1023	1044	21	<参考> 人口1万当たり職員数 72.48人	
		[1035]	[1015]	[△20]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1	36	57	86	124	107	77	100	159	116	102	79	1044

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	771	769	772	788	798	805	34(4.4%)
教育	41	42	41	44	47	56	15(36.6%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	812	811	813	832	845	861	49(6.0%)
公営企業等会計計	97	96	94	95	90	89	△8(△8.2%)
総合計	909	907	907	927	935	950	41(4.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 公営企業等会計は、水道会計を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 3,020,957	千円 342,004	千円 455,280	% 15.1	% 17.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 96	千円 377,165	千円 37,559	千円 153,115	千円 567,839	千円 5,914	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
米子市水道局	48.5 歳	345,096 円	477,334円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

米子市水道局	米子市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,587 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,340 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

米子市水道局			米子市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給 割増率2～45%）			（定年前早期退職特例措置 割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 0千円 20,534千円			1人当たり平均支給額 1,722千円 21,033千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		507千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		18,098円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		29.2%		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支 給単価
水源勤務職員 手当	浄水課職員	高圧電動機運転 業務及び塩素取 扱業務	280千円	1件当たり500円
停水処分業務従事 手当	給排水課職員	停水処分業務	なし	1件1人につき500 円
困難折衝等業務従 事手当	経営企画課職員	土地取得等に係る 業務及び損失の補 償に係る業務	なし	1日につき1,000円
		正規の時間外にお いて心身に著しい 負担を与えるもの として管理者が定 める通報を受けた ことにより、当該 通報に係る事由に 対応するらめに必 要な業務	なし	週休日又は休日に 従事したとき、業務 1件につき1,000円 週休日又は休日以 外の日に従事した とき、当該従事した 業務1件につき660 円
	営業課職員	差押え又は差押物 件の引揚げ業務	なし	差押調書1通につ き300円

災害応急作業等手当	全職員	応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務	なし	当該作業等に従事した日1日につき1,000円
		災害現場巡回業務	なし	当該作業等に従事した日1日につき710円
		避難所の運営等業務及び罹災証明書の交付に係る被害状況調査等業務	なし	当該作業等に従事した日1日につき710円
劇薬取扱手当	水質管理課職員	水質検査業務	227千円	日額150円

エ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	9,607千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	108千円
支給実績（5年度決算）	1,0826千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	110千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 月額 3,000円 ※職務の級が8級である職員を除く ・ 子1人につき 月額 11,500円 ※16歳～22歳の子の加算額 月額 5,000円 ・ その他の親族(父母等) 月額 6,500円 ※職務の級が8級であるもの 月額 3,500円 	同じ		12,706千円	249,136円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて月額28,000円まで 	同じ		3,738千円	249,217円

通勤手当	・ 交通機関等利用者 運賃等の額に応じ月 額55,000円まで ・ 自家用車等使用者 通勤距離に応じて月 額1,700～53,100	同じ		3,424 千円	41,253円
管理職手当	・ 課長級以上の職員に対し、 役職に応じて 51,900 円から82,200 円を 支給	同じ		5,486 千円	685,800 円
夜間勤務手 当	・ 午後10時から翌日午 前5時までの間、勤務 1時間につき勤務1時 間当たりの給与額の1 00分の25	同じ		2,090 千円	149,305 円
宿日直手当	・ 宿日直勤務 1回につき4,400円	同じ		0 千円	0 円
管理職員特 別勤務手当	・ 課長級以上の職員及び園 長が緊急の必要により、週 休日又は休日に勤務したと きに支給する。 1回につき4,500円～8,500 円	同じ		147 千円	18,375 円
単身赴任手 当	・ 公署を異にする異動 に伴い転居し、やむ を得ない事情により 同居していた配偶者 と別居し、単身で生 活することを常況と する職員に支給 月額30,000円＋距離 に応じた加算額	同じ		0 千円	0 円